

## 小諸市教育委員会の共催及び後援に関する要綱

平成 29 年 7 月 5 日  
小諸市教育委員会告示第 7 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、小諸市教育委員会(第 3 条を除き、以下「教育委員会」という。)が、教育委員会以外の団体と事業又は行事(以下「事業等」という。)を共催し、及び教育委員会以外の団体が行う事業等に対して後援すること(以下「共催等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業等の企画又は運営に参加し、他の団体と共に事業等の主体となって共同で事業等を行うことをいう。
- (2) 後援 事業等の目的又は趣旨に賛同し、その意を表するため、原則として名義の使用をもって支援することをいう。

### (共催等の基準)

第 3 条 小諸市教育委員会が共催等を行う事業等は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、小諸市教育委員会が特に認めたものは、この限りでない。

- (1) 事業等を行う団体は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 国の機関

イ 地方公共団体その他公共団体(国からその存立目的を付与された法人で、地方公共団体、公共組合及び営造物法人をいう。)又は公共的団体(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、法人たると否とを問わず、公共的な活動を営むすべての団体をいう。)

ウ 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1 条に規定する学校をいう。)又は P T A ( P T A ・ 青少年教育団体共済法(平成22年法律第42号)第 2 条第 1 項に規定する P T A をいう。)

エ 小諸市教育委員会以外の教育委員会又は教育委員会の連合体若しくは協議体等

オ 公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項各号に規定する団体をいう。）又はこれに準ずる団体

カ 教育、学術、芸術、文化、スポーツの振興、地域住民の生涯にわたる学びの促進又は地域社会の発展を主たる目的とする団体であって、その組織、役員、団体意思等が明らかであり、事業等の実施能力が十分にあると認められる団体

キ 教育、学術、芸術、文化、スポーツの振興、地域住民の生涯にわたる学びの促進又は地域社会の発展を主たる目的とする事業等を実施するために臨時的に組織した団体であって、その組織、役員、団体意思等が明らかであり、事業等の実施能力が十分にあると認められる団体

ク 新聞社、放送局等の報道機関

ケ その他小諸市教育委員会が認める団体

(2) 事業等は、次のいずれにも該当するものであること。

ア 教育、学術、芸術、文化、スポーツの振興、地域住民の生涯にわたる学びの促進又は地域社会の発展に寄与するものであること。

イ 公益性があり、営利を目的としないものであること。

ウ 特定の者を対象とせず、一般に公開するものであること。

エ 法令等（法律及び法律に基づく政令その他の命令、長野県の条例及び規則並びに市の条例及び規則をいう。以下同じ。）に違反しないものであること又はそのおそれがないと認められるものであること。

オ 公序良俗に反しないものであること又はそのおそれがないと認められるものであること。

カ 政治的な主義を支持し、推進し、又はこれに反対することを目的とするもの（例えば、政治的な主義を支持し、推進し、又はこれに反対する内容の横断幕、のぼり旗、プラカード等を掲げ、チラシ等を配布し、署名等を求め、又はその事業等の成果として大会宣言、大会アピール等の採択を行うようなもの）でないこと又はそのおそれがないと認められるものであること。なお、政治的な事項を内容とする事業等であっても、地域住民がその事項を学習し、理解することを目的とするものは、政治的な主義を支持し、推進し、又はこれに反対することを目的とするものにはあたらないものであること。

キ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと又はそのおそれがないと認められるものであること。

ク 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと又はそのおそれがないと認められるものであること。なお、宗教的な事項を内容とする事業等であっても、地域住民がその問題を学習し、理解することを目的とするものは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものにあたらぬものであること。

ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が行い、又は関係するものでないこと。

コ 暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体が行き、又は関係するものでないこと。

サ 団体の宣伝又は会員の勧誘を目的とせず、かつ、そのおそれがないと認められるものであること。

シ 公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮されているものであること。

ス 入場料、観覧料等を徴収する事業にあっては、その額が適正であると認められるものであること。

（共催等の申請）

第4条 教育委員会の共催等の承認を受けようとする団体は、事業等の実施日の1か月前までに事業等共催等申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を教育委員会へ提出しなければならない。ただし、特別な事情があると教育委員会が認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、申請書に加え、事業計画書、予算書、団体等の規約、その事業等において配布する予定の資料等の関係資料を提出させることができる。

（共催等の決定）

第5条 教育委員会は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認の決定を行う。この場合において、事業等の目的、趣旨、内容等について、申請団体から説明を求めることができる。

2 教育委員会は、承認又は不承認の決定を行ったときは、承認の場合にあっては事業等共催等承認通知書（様式第2号）、不承認の場合にあっては事業等共催等不承認通知書（様式第3号）により、速やかに申請団体へ通知するものとする。

（共催等の条件）

第6条 教育委員会は、共催等を承認する場合、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 第3条第2号に規定する基準を遵守すること。

- (2) 事業等の内容に変更が生じたときは、速やかにその内容及び事由を教育委員会へ報告すること。
- (3) 教育委員会の名義は、前条に規定する承認通知書による通知後に使用すること。
- (4) 教育委員会の名称を事業等を行う団体の名称より大きく掲げる等、あたかも教育委員会が主催しているかのような印象を与えないようにすること。
- (5) 事業等の実施にあたっては、公衆衛生、安全管理、災害防止等について万全を期し、事故等が発生した場合には、団体の責任において一切を処理すること。
- (6) 事業等の終了後、その結果について報告を求めることがあること。
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項  
(承認の取消し)

第7条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、共催等の承認を取り消すことができる。

- (1) 事業等が第3条第2号に規定する基準を満たさないとき。
  - (2) 事業等が申請書と異なる内容であるとき。
  - (3) 事業等が共催等の承認の際に付した条件に違反したとき。
  - (4) 事業等が法令等に違反したとき。
  - (5) その他共催等を行うことが不相当と教育委員会が認めたとき。
- 2 前項に規定する共催等の承認を取り消したときは、事業等共催等承認取消通知書(様式第4号)により、速やかに申請団体へ通知するとともに、共催等に係る印刷物の字句の削除等必要な措置を命ずるものとする。
- 3 第1項に規定する共催等の承認の取消しにより団体に損害が生じた場合においても、教育委員会はその責を負わない。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により共催等の承認を取り消した団体が行う事業等について、以後共催等を行わないことができる。

(名義の表示)

第8条 共催等の名義は、小諸市教育委員会に替えて、小諸市教育委員会が所管する施設の名称を表示することができるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業等の共催等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月5日から施行する。